

## 1 計画の推進体制

本計画を推進するに当たっては、文化財保護活用課を中心とし、庁内関係部局及び指定管理者等が連携して進めることを基本とする。また、国や県などの関係機関や所有者等（所有者・保存会・管理者など）、地域（地域住民、公民館など）、高岡市文化財審議会や学術機関等の専門家と連携し、以下の体制を構築する。

### 保存・活用の推進体制（令和6年(2024)4月現在）

#### (1) 行政

##### 高岡市

##### 教育委員会文化財保護活用課 課長1名

文化財保護係（4名）うち埋蔵文化財の専門職員2名

業務内容：文化財の保存及び活用、文化財の調査研究、埋蔵文化財の発掘調査、日本遺産の魅力発信に関する事

所管施設：埋蔵文化財センター

活用係（7名）うち建造物の専門職員2名

業務内容：町並みの保護及び保存並びに活用、文化財施設の設置及び管理、文化財関係団体の指導及び育成並びに当該団体との連絡に関する事

所管施設：土蔵造りのまち資料館、伏木気象資料館、伏木北前船資料館、鋳物資料館

##### 未来政策部企画課

業務内容：総合計画の策定及び進行管理に関する事 など

##### 未来政策部 未来課

業務内容：主要施策の総合調整に関する事 など

所管施設：旧高岡共立銀行

##### 総務部危機管理課

業務内容：防災会議及び災害対策本部に関する事、危機管理事案に関する事 など

##### 産業振興部産業企画課

業務内容：伝統産業の振興、デザイン・工芸センター、金屋鋳物師町交流館に関する事 など

所管施設：デザイン・工芸センター、金屋鋳物師町交流館 など

##### 産業振興部商業雇用課

業務内容：商業の振興、中心市街地活性化に関する事 など

##### 産業振興部観光交流課

業務内容：観光事業、観光資源の保護、保存及び開発、高岡御車山会館に関する事 など

所管施設：高岡御車山会館

##### 産業振興部地域振興交流課

業務内容：菅笠の振興に関する事 など

##### 生活環境文化部地域課

業務内容：地域自治の推進、地域振興、地域交流センターに関する事 など

##### 生活環境文化部文化国際課

業務内容：文化振興施策の総合的な企画及び調整、文化資産の活用に関する事 など

所管施設：美術館、博物館、万葉歴史館 など

#### 都市創造部道路整備課

業務内容：福岡駅前周辺都市再生整備計画の進行管理並びに事後評価に関すること

#### 都市創造部景観みどり課

業務内容：都市景観及び屋外広告物、風致地区内での建築等の許可、公園及び緑地の管理、国定公園に関すること など

所管施設：高岡古城公園（高岡城跡） など

#### 教育委員会学校教育課

業務内容：学校の運営及び指導に関すること など

#### 教育委員会生涯学習・スポーツ課

業務内容：生涯学習の振興、児童及び生徒の文化活動、図書館、公民館に関すること など

所管施設：福岡歴史民俗資料館、福岡歴史民俗資料館雅楽資料展示分室（雅楽の館）

#### 関係機関、施設等（国、県等）

文化庁

独立行政法人 国立文化財機構文化財防災センター

富山県教育委員会生涯学習・文化財室

富山県埋蔵文化財センター

公益財団法人 富山県文化振興財団

#### 指定管理者等（指定管理に係る公の施設）

公益財団法人 高岡市民文化振興事業団、伏木観光推進センター、金屋町自治会、株式会社はんぶんこ、株式会社ウエルカム福岡

## (2) 地域

#### 自治会

自治会、町内会等

#### 市民団体等

池の端通り景観形成推進協議会、江道横穴古墳群保存会、金屋町まちづくり協議会、木舟城跡保存会、坂下町通り景観形成委員会、桜谷古墳群保存会、菅野家住宅保存協議会、勝興寺まちづくり協議会、土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会、中田地区記念物保存会、福岡くらしっく街道の会、吉久まちづくり推進協議会

各自衛消防隊、各ボランティアガイド

## (3) 所有者等（所有、管理している団体（保存会）

#### 所有者等

- 寺院、神社
- 団体(保存会)：高岡御車山保存会、伏木曳山保存会、氣多神社奉賛会、二上射水神社文化財保存会、越中福岡の菅笠製作技術保存会、国宝瑞龍寺保存会、勝興寺文化財保存・活用事業団、勝興寺文化財保存会
- 個人等

#### (4) 専門家

<b>審議会・委員会等</b>
高岡市文化財保存活用地域計画推進協議会、高岡市文化財審議会、高岡市都市景観審議会、高岡市御車山保存修理委員会、高岡市歴史まちづくり協議会
<b>大学・研究機関等</b>
富山大学、金沢工業大学、職藝学院、国立歴史民俗博物館、公益社団法人 地盤工学会
<b>文化財保護指導委員</b>
富山県文化財保護指導委員
<b>民間団体・NPO 法人等</b>
一般社団法人 石川県文化財保存修理協会、一般社団法人 西部観光社水と匠、公益財団法人 富山県建築士会、合同会社 AMANE、公益社団法人 高岡市観光協会、高岡市日本遺産推進協議会、高岡地域文化財等修理協会、NPO 法人 金屋町元気プロジェクト、NPO 法人 高岡市古城公園百年会議、NPO 法人 大佛三郎、NPO 法人 富山県防災士会、NPO 法人 みどりの会、NPO 法人 吉久みらいプロジェクト 等

## 2 各主体の役割及び今後の推進体制のあり方

文化財の保存と活用の将来像の実現に向けては、前項に示す各主体がそれぞれの役割を担うとともに、主体間の連携、協働が不可欠であることから、以下の役割分担及び今後の推進体制のあり方のもとに本市の歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む。

### (1) 行政

文化財保護活用課は、本計画を確実に実行していくための中心となる主体であることから、各主体への働きかけ及び調整、支援を行うとともに、文化財の保存・活用のための体制及び仕組みづくりを進め、必要な制度設計及び財源措置などに取り組む。さらに、専門家の指導・助言・協力のもと文化財の計画的な調査研究を行い、必要に応じて保存のための指定、公開活用のための整備など、歴史文化を活かすまちづくりの措置に取り組む。また、地域や所有者等が、高岡の歴史文化に対する認識を深めていけるよう普及啓発活動を行うとともに、それぞれが保存・活用の担い手となるべく適切な情報発信及び支援に取り組む。これらの役割を円滑に進めるために以下の今後の推進体制のあり方を定める。

#### 今後の推進体制のあり方① 文化財専門職員の人材確保

本市は、近年の国宝指定や重要伝統的建造物保存地区の選定の追加により、建造物の保存修理の事業量の増大とともに、重要有形無形民俗文化財の保存修理や史跡の保存整備が同時進行している。また、それ以外についても、所有者や寺社などを巡る社会状況の変遷に伴い課題が発生しており、保護の取り組みを強化していく必要がある。このため、指定管理者との連携も含め専門職員の連携体制の強化を計画的に進める。

#### 今後の推進体制のあり方② 庁内及び庁外行政機関との連携強化

本市の文化財保護行政は長らく文化財の保存に軸足を置いてきたが、歴史文化を活かすまちづくりを推進するために観光振興、教育、産業振興などの部局との関係を密接にすることが必要である。このため関係部署を交えた庁内連絡会議を設置するなど全庁的な推進体制を構築する。

また、国（文化庁）、富山県、関係市町村（隣接する市など）の行政機関とも文化財の保存・活用に関する共通認識を形成するために情報交換などを行う場を設ける。

## (2) 地域

地域住民は、身近な文化財に直接触れることが出来るため、それらが自分たちにとって共有の財産であることを認識し、各主体が行う保存・活用の取り組みへの参加、協力を通じて地域に愛着と誇りを持ち、一人ひとりが歴史文化を支える担い手となるよう理解を促進する必要がある。生涯学習・スポーツ課や地域課、市民団体、専門家との連携のもと、地域の歴史文化について、地域住民が学ぶ自主的な活動を支援している。また、市民団体などは、それぞれの立場や専門分野の知識、ノウハウを活かしながら得意分野の担い手として文化財の保存・活用に寄与することが期待される。

### 今後の推進体制のあり方③ 地域住民の参加による保存・活用のための取り組み

地域に根差した文化財の保存・活用を推進していくため、行政・専門家などの支援を受けながら地域住民、公民館や市民団体が主体となって探究・情報発信に取り組む体制を強化する。

## (3) 所有者等

文化財の所有者・管理者は、本市の歴史文化を体現する文化財を管理することの重要性を認識し、その適切な保存管理に継続的に取り組む。そのため、行政及び地域との協力・連携のもと、文化財の防災・防犯対策を徹底する。一方、観光振興や地域の魅力づくりなどに資する文化財の活用や公開についても、保存管理及び防災・防犯、プライバシー保護を前提として参加、協力する。

### 今後の推進体制のあり方④ 所有者等としての文化財の保存・活用の取り組み

自らが所有する文化財の持続的な保存管理及び活用を進めていくため、行政並びに専門家からの情報提供や支援を積極的に活用する。

## (4) 専門家

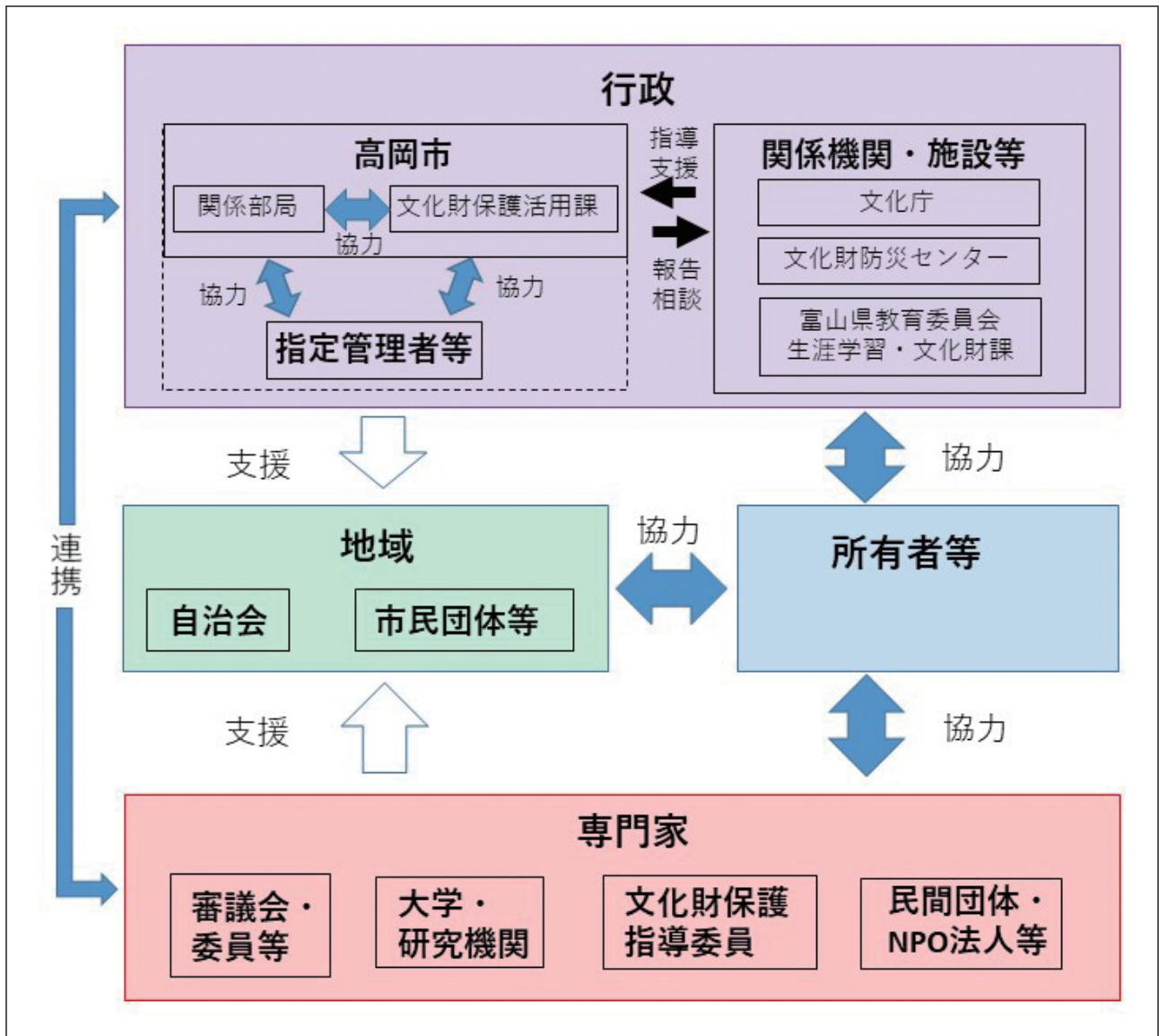
歴史文化やその他の分野（自然環境、景観、まちづくり、防災、地域経済、観光など）の専門家（大学等研究機関など）は、行政と連携して本市の歴史文化に関わる様々な観点から調査研究を行い、その調査成果を所有者及び地域へ発信する。市から認定された文化財保存活用支援団体は、各主体の歴史文化を活かすまちづくりの取り組みに対して、専門的な指導・助言と技術的支援を行い、地域における取り組みを主導していくことが期待される。

### 今後の推進体制のあり方⑤ 多様な専門的支援・協力体制の構築

歴史文化の専門家のみならず自然環境、景観、まちづくり、防災、地域経済、観光などの各種専門家が、文化財を取り巻く様々な状況や課題の解決に対応すべく、各主体に指導及び助言、協力などの技術的支援を行っていくための連携体制を整える。また、文化財の「守り人」的な後継者の育成と同時に、広域的で多くの人が参画し、地域との連携体制を整える。

### 今後の推進体制のあり方⑥ 文化財保存活用支援団体の認定

文化財の保存・活用を推進するため、本市の文化財の保存・活用に取り組む団体を、必要に応じて文化財保存活用支援団体（法第192条の2・文化財保存活用支援団体）として認定する。



保存・活用の体制整備概念図